

新潟県条例第1号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前																													
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び法第19条第11号に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（同条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者（市町村の執行機関を除く。）がある場合にあつては、その者を含む。以下この項及び第4条第1項において同じ。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（同条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>4 知事</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		執行機関	事務	（略）		4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	（略）		執行機関	事務	特定個人情報				<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び法第19条第11号に基づく個人番号（法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の利用及び特定個人情報（<u>同条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者（市町村の執行機関を除く。）がある場合にあつては、その者を含む。以下この項及び第4条第1項において同じ。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステム（<u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。以下同じ。）を使用して他の個人番号利用事務実施者（<u>同条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> <tr> <td>4 知事</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>執行機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		執行機関	事務	（略）		4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	（略）		執行機関	事務	特定個人情報			
執行機関	事務																														
（略）																															
4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの																														
（略）																															
執行機関	事務	特定個人情報																													
執行機関	事務																														
（略）																															
4 知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの																														
（略）																															
執行機関	事務	特定個人情報																													

知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	知事	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの			生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		(略)			(略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正は、公布の日から施行する。